

# 神戸市農業委員会だより

2025年度（新年号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388



神戸市農業委員会  
会長 前中 悠一

## 明けましておめでとうございます

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
また、日ごろから農業委員会活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、高齢化・担い手の減少、生産資材等の価格高騰等、依然として厳しい状況が続いています。そうしたなか、昨年は、いまだに高止まりが続く米をめぐる政策の変化、猛暑・少雨といった異常気象など、課題が一層浮彫になった一年でした。

さらに、国においては、食料・農業・農村基本法の改正に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の構造転換を初動5年で集中的に進める方針が示されました。食料自給力の強化、水田活用の直接支払交付金見直し、農地の大区画化、スマート農業や担い手育成の推進などが柱となっています。  
農業に携わるものとして、掲げられた施策が今後どこまで具体化されるか、また、

神戸市の農業として取り組めるメニューがあるのか、引き続き注視してまいりたいと考えています。

神戸市においても、農業者の減少は避けて通れない課題であり、様々な支援や耕作放棄地の活用方法の検討がなされているところです。農業委員会としても、就農者の確保・定着に向けた取組や耕作放棄地対策等、市と協力・連携して進めてまいりたいと思います。併せて、持続可能な農業・農村を次世代に引き継ぐため、地域が抱える「人」と「農地」の課題に一体的に取り組むことを目指した「地域計画」には、地域の皆さまとの連携・協力を進めながら、地域農業の将来に、より希望の持てる計画となるよう、農業委員会としても一層身を引き締めて、鋭意取り組んでまいります。

新しい年が皆さんにとりまして幸多き年でありますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

ご挨拶

## 【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

■運営委員会 1月27日(火) 午後2時から (三宮ビル東館)

■第90回 月例総会 / 第22回 推進委員会 / 第16回 定期総会

1月29日(木) 午後3時から (三宮研修センター)

■第91回 月例総会 2月27日(金) 午後2時から (三宮ビル東館)

■第92回 月例総会 3月30日(月) 午後2時から (三宮ビル東館)



会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

# 中西 和子 農業委員・西馬 良一さん

## 令和7年度 兵庫県自治賞を受賞されました！



前列右から3番目 中西 和子さん  
前列右側 西馬 良一さん

自治の精神に基づき、明るく住みよい地域社会づくりに貢献している個人に贈られる「兵庫県自治賞」を中西和子農業委員・西馬良一さんが受賞されました。

表彰式は令和7年12月15日(月)に兵庫県中央労働センターで行われ、これまでの活動と功績が称えられました。



中西 和子委員は、平成30年9月から3期にわたり、農業委員として、農地行政の円滑な運営と地域農業の発展に貢献されています。



神戸市西区の西馬良一さんは、永年にわたり、兵庫県果樹研究会理事として組織強化と業界の発展に貢献されております。

## 農地パトロールを実施しました！

農業委員会では、毎年、農地法に基づき、「農地の利用状況調査（農地パトロール）」を実施しています。

今年度も12月に農業委員会が地域を巡回し、農地が遊休化していないか、適切に管理されているかなどを調査しました。

現地調査では、農地状況把握アプリ「ACTABA（アクタバ）」を活用し、タブレット端末に遊休農地の判定結果や写真を直接入力し、効率的なパトロールに努めました。

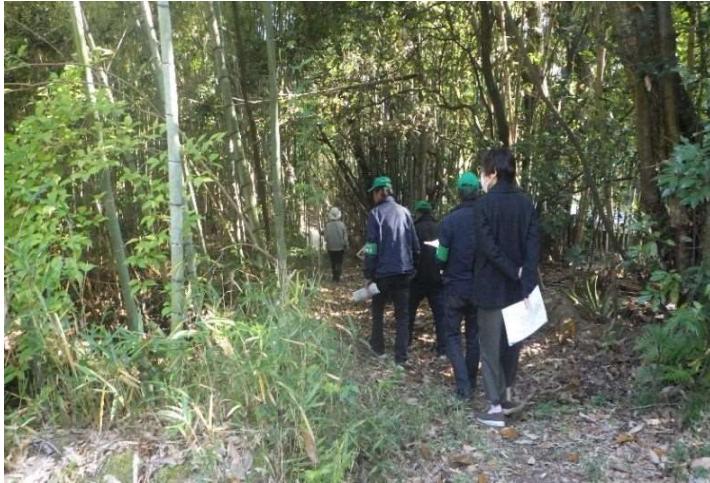
調査後は、遊休農地の所有者等に対して農地への復元を促すなど解消を図っていく予定です。



# 第88回・89回 月例総会 結果報告等

## 【現地調査を実施】

月例総会で審議する案件について、農業委員と事務局職員で11月17日(月)、12月16日(火)に現地調査を行いました。



## 【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日 【88回】 11/28(金)  
【89回】 12/25(木)

		件 数	
		88回	89回
農地の権利移動 (法3条)	所 有 権 移 転	5	9
農地の権利移動(相続等、 許可不要)(法3条の3)		13	3
権利移動を伴わ ない転用 (法4条)	市 街 化 区 域	3	2
	調整 区 域	2	1
権利移動を伴う 転用 (法5条)	市 街 化 区 域	7	5
	調整 区 域	1	2
賃借権の解約(法18条)		12	10
農用地利用集積等促進計画		75	28

## 【新規就農者のご紹介】

11月から12月に新たに新規就農された方は次のとおりです。地元農家の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

新規就農者	年齢	就農地
新川 雅春	70代	西区平野町
張 逸	50代	西区神出町
吉田 麻衣子	40代	北区八多町

新規就農者	年齢	就農地
岡橋 正人	50代	西区押部谷町
湯浅 直美	50代	西区神出町
イオンアグリ創造 株式会社	—	西区神出町

## 【各種申請受付締め切りについて】

申請関係の受付締め切りは次のとおりです。

各種申請書は、神戸市農業委員会のホームページからもダウンロードできます。



申請書等はこちらの  
「申請書類等ダウンロード」  
をご覧ください。

	申請受付締切日
農地法3条許可申請	毎月末
納税猶予関係	
農地法4・5条許可申請	毎月10日
その他(非農地証明など)	
月例総会で審議されない届出・証明は随時受付	

(上記締切日が休日の場合はその前日まで)

※ 農地法3条・4条・5条許可については、申請前に事前相談を行って下さい。

※ 申請書類の提出は持参のみし、郵送等による提出の受付は行っておりません。

# 知って得する農業者年金

農業者の方は、  
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」  
に加入して安心で豊かな老後を!

終身年金で  
安心!



ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

ポイント2

一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**

ポイント3

税制面で**大きな優遇措置**

詳しくは…

農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



## ポイント1

# 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

### ●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満

③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

### ●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

### ●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

## 試算表 ~農業者年金の受給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額  
シミュレーションは  
こちら ➔



## ポイント2

# 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

・認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

（月額2万円のうち最大1万円、通算で最大216万円）

・保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

## ポイント3

# 税制面で大きな優遇措置

### ●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

### ●保険料の運用益が非課税

一般的預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

### ●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、  
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に  
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-5919-0371

●企画調整室

TEL: 03-5919-0332